

新型コロナウイルス対応についての記録

新型コロナ対応での経験

(1) 感染動向

新型コロナは、2019年（令和元年）12月末に中国武漢市で原因不明の肺炎が集団発生したことに端を発し、国内では翌年1月16日、県内では2月26日、町内では7月30日にはじめて感染者が確認された。国内での感染発生後、数次にわたるウイルスの変異を重ねながら、感染拡大の波を繰り返し、5類感染症に位置付けられた2023（令和5）年5月8日までの県内累計感染者数は50万人、町内累計感染者数は2,484人であった。

●各波における感染動向（岐阜県からの提供情報による集計）●

	感染者数
第1波（令和2年1月中旬～5月中旬）	0人
第2波（令和2年5月中旬～10月上旬）	1人
第3波（令和2年10月上旬～令和3年3月上旬）	7人
第4波（令和3年3月上旬～7月上旬）	18人
第5波（令和3年7月上旬～12月下旬）	36人
第6波（令和3年12月下旬～令和4年6月下旬）	426人
第7波（令和4年6月下旬～10月上旬）	976人
第8波（令和4年10月上旬～令和5年5月7日）	1020人
合計	2484人

(2) 新型コロナへの対応状況

①新型コロナウイルス感染症対策本部について

政府により「緊急事態宣言」が宣言された場合、特措法第34条の規定により、直ちに輪之内町新型コロナウイルス対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、新型コロナウイルス対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図るために対策を講じた。

輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議の開催時期と保健センターの取組

		会議	保健センターの取組
R2年	1月	輪之内町コロナウイルス感染症対策 警戒本部 設置 (R2.1.29)	
		WHOが緊急事態宣言を発令したため、 輪之内町コロナウイルス感染症対策警戒本部を「対策本部」に切り替える (R3.1.31)	
	2月	第1回～4回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
	3月	第5回～7回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
	4月	第8回～11回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	65歳以上の方、身体障害者手帳取得者、妊婦に備蓄マスク(1人15枚)配布
	5月	第12回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	こども園児、小中学生、15歳以上の方に不織布マスク(1人5枚)配布
	6月	第13回～15回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催 (R2.7.30) 輪之内町1例目の患者発生	
	9月		1歳～中学3年生に冷感マスク(1人2枚)配布
	10月		各世帯に手指消毒液(世帯人数によって本数が違う)配布 配布率 79.2% 配布本数 4,876本
12月	第12回～18回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	こども園児、小中学生、妊婦、出生児に携帯用手指消毒液(1人1本)配布	
R3年	1月	第19回～23回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	R3.1月広報わのうちに「新型コロナウイルス感染症とこころの健康」折込 家族調査票に携帯用アルコール除菌セット同封 成人式、知事選の期日前投票所にて携帯用アルコール除菌配布
	3月	第24回～25回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
	4月	第26回～27回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
	5月	第28回～35回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	広報わのうち(5月号)折込チラシによる啓発 新型コロナワクチン接種開始(高齢者施設5/5～、集団接種5/17～)
	6月	第36回～37回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催	
8月	第38回～39回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催		
R4年	1月	第40回 輪之内町コロナウイルス感染症対策本部会議開催 1月19日～2月18日 第6波 非常事態宣言 発出	新型コロナワクチン3回目接種開始(1/17～) 広報わのうち(1月号)折込チラシによる啓発、新聞折込(1/20)
	2月	2月19日～3月11日 第6波 非常事態宣言 延長	自宅療養者への物資の支援(2/1～) 新聞折込(2/19)
	3月		小児用(5歳～11歳)コロナワクチン接種開始(3/15～)
	7月		新型コロナワクチン4回目接種開始(7/1～)
	8月		新聞折込(8/4)
	9月		新聞折込(9/6) 小児用(5歳～11歳)3回目コロナワクチン接種開始(9/19～) 新型コロナワクチンオミクロン株対応ワクチン接種開始(9/26～)
	11月		乳幼児(生後6ヶ月～4歳)コロナワクチン接種開始(11/16～)
R5年	4月		小児用(5歳～11歳)オミクロン株対応ワクチン接種開始(4/14～)
	5月	新型コロナウイルス感染症が2類→5類感染症に変更(R5.5.8)	新型コロナワクチン2023春夏接種開始(5/8～)
	6月		集団接種終了(6/10)、個別接種開始(6/12～)

②感染拡大防止関連事業の実施

町内における感染拡大を防止するため、品薄となった感染対策用品の全町民への配付、町の施設等における感染対策環境整備事業等の実施、各種イベント等における感染対策やオンライン開催への変更などの対策を講じた。

●主な実施事業●

事業名	事業内容	現担当課
庁舎・施設感染拡大防止事業	感染予防のための環境整備に必要な備品や消耗品を購入	関係各課
システム等導入事業	オンライン化やシステム導入等のための機器を整備	関係各課
防災活動支援事業	新型コロナウイルス禍における避難所運営に必要な資機材を購入	総務危機管理課
新型コロナウイルス対策用品購入費交付金	指定避難所の収容人数の減少により、指定避難所以外の各地区の集会所等に避難する事を想定し、必要な防災用品等を整備した費用に対し、町内各区へ補助金を交付	総務危機管理課
電子体温計配布事業	65歳以上の高齢者および子ども園園児に電子体温計を配布	福祉介護課 健康子ども課
新型コロナウイルス感染症予防事業	マスクや手指消毒、ネッククーラー等を配布	健康子ども課 教育委員会
自宅療養者支援事業	新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養となった世帯に日用品等を配布	健康子ども課
検査キット購入事業	感染機会の多い年末年始後、自ら検査を実施する機会の提供を行い、新型コロナウイルス感染の感染拡大防止を図るため、冬休み前に、小中学生に検査キットを配布	教育委員会 健康子ども課
オンライン授業構築事業	オンライン授業を実施するための環境整備	教育委員会
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	新型コロナウイルス感染症により臨時休業時に放課後児童クラブ開所に伴う事業により、事業を拡大	教育委員会

③町民生活支援関連事業の実施

非常事態宣言等における行動制限や、新型コロナ感染拡大による物価の高騰などにより、町民の生活に大きな影響があった。これらの影響を受けた町民の生活を支援するための各種事業を実施した。

●主な実施事業●

事業名	事業内容	現担当課
プレミアムクーポン券発行	全町民にプレミアムクーポン券（（300円×10枚）/1人）を郵送にて配布	企画財政商工課
ふるさとを遠くで見守る応援事業	親元を離れて暮らす生徒・学生に町の特産品（徳川将軍家御膳米、黒豆ごはん）を送付	企画財政商工課
プレミアム商品券発行事業補助金	町内の約1,000世帯への経済対策として、プレミアム商品券発行事業を実施する輪之内町商工会に補助金を交付	企画財政商工課
クーポン券発行事業	町内店舗等で使用できる無料クーポンを全町民に配布し、町特産品が当たる抽選会を開催	企画財政商工課
令和5年度輪之内町住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	R5年度住民税非課税世帯に給付金3万円を交付（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金） 【低所得者世帯給付金】	福祉介護課
公共施設等電気代措置事業	コロナ禍における電気及びガス料金等エネルギー価格の高騰の影響を受ける町有施設に対し、高騰分の負担	関係各課
ひとり親世帯等特別給付事業	生活が困窮しているひとり親世帯に対し、児童扶養手当の対象児1人につき1万円を給付	健康こども課
新生児特例給付金支給事業	新生児特別給付金として新生児1人につき10万円を支給	健康こども課
子育て世帯臨時特別給付金（物価高騰対策）事業	コロナ禍において、原油価格・物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、1世帯あたり3.5万円（県：1.5万円、町：2万円）を支給	健康こども課
学生支援事業	学費の支弁が困難な高校生等を持つ保護者に対し、就学に必要な資金を臨時的に給付	教育委員会
学習支援のための図書カード配布事業	小中学生1人あたり 5,000円の図書カードを配布	教育委員会

④町内事業者支援等による経済対策関連事業の実施

非常事態宣言等における行動制限や、感染拡大を防止するための営業時間の制限、エネルギー資源高騰による事業費の増大などにより、町内事業者の経営状況に大きな影響があった。これらの影響を受けた町内事業者を支援するための各種経済対策事業を実施した。

●主な実施事業●

事業名	事業内容	現担当課
岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	県が事業者に施設の使用停止や営業時間の短縮を要請し、協力事業所に対し、県は協力金を支給し、町は支給額の一部を負担	企画財政商工課
新生活様式対応改修等助成金	「新しい生活様式」に対応した町内の事業所に対し、消毒液等を購入等した経費の4分の3に相当する額（上限150千円）を助成	企画財政商工課
町事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症により売上げが落ち込んだ事業所を支援するため、輪之内町商工会が事業を実施するための支援として補助金を交付	企画財政商工課
クーポン券発行事業	町内店舗等で使用できる無料クーポンを全町民に配布し、町特産品が当たる抽選会を開催	企画財政商工課
物価高騰における産業支援金	電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受けている町内事業所に対し10万円を上限として高騰分を交付	企画財政商工課
農業水利施設維持管理費高騰対策支援事業	エネルギー価格や物価高騰の影響を受けた町内土地改良区を支援するため、農業用水利施設の維持管理に係る光熱費のうち、高騰分を補助	建設課
米作付農家応援金支給事業	コロナによる外食産業の低迷等で主食用米の消費が減少し、燃料の高騰で厳しい状況にある農業者を応援。1反以上の主食用米を作付けしている農家に1反あたり4,000円を支給	農業振興課
社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業	原油価格・物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等に補助金を交付	福祉介護課

⑤ ワクチン接種事業の実施

令和2年12月9日、予防接種法において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例が規定され、令和3年2月14日には新型コロナウイルスワクチンが国内ではじめて承認された。

これを受けて、令和3年2月16日に厚生労働大臣から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」が発出され、令和3年2月17日から国による特例臨時接種が開始された。

町が実施主体となる接種については、岐阜県、安八郡医師会（以下「郡医師会」という。）と連携し、令和3年5月5日の高齢者施設における接種を皮切りに、同年5月17日に輪之内町保健センターにおける集団接種を開始し、令和5年6月12日より町内医療機関等で個別接種に切替えて実施した。

令和6年3月31日の特例臨時接種終了までの間、生後6か月以上の町民、町内医療機関等の従事者、町内の子ども園・学校職員に対して切れ目のない接種機会を提供し、延べ約3万回のワクチン接種を実施した。

令和6年度からは定期接種の対象となり、季節性インフルエンザ等と同様に医療機関での接種が実施されている。

新型コロナウイルスワクチン1回目の接種券

接種券郵送時使用した封筒



1) 12歳以上の町民等に対するワクチン接種

○ 初回接種（1回目・2回目：令和3年2月17日～令和6年3月31日）

初回接種としてワクチンに定められた間隔をおいて回接種を実施した。

希望者への接種を円滑迅速に進めるため保健センターでの集団接種を開始した。令和5年6月以降は個別接種のみに移行し町内医療機関で集約して対応した。町内高齢者施設の入所者等は町内医療機関に依頼して各施設で接種を実施した。

ワクチンの想定供給量に見合った接種計画を立て、早期の完了に向けて希望者に少しでも早く接種機会を提供できるよう日程を調整しながら予約枠を確保した。

流行株の変異に対応するため、使用ワクチンを令和4年9月26日以降は従来株対応ワクチンから従来株とオミクロン株（BA.1、BA.4-5）に対応した2価ワクチンに、令和5年9月21日以降はオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンに移行した。

<接種順位>

1. 高齢者施設の入所者
2. 65歳以上の町民
3. 12歳以上64歳以下で基礎疾患のある町民
4. 12歳以上64歳以下の町民

※ 年齢の高い者から区切って順次案内し、消防団員、高校3年生等を対象とした優先接種も実施した。

<集団接種実施期間>

令和3年5月17日～令和3年11月15日 76回

○ 3回目接種（令和3年12月1日～令和5年3月31日）

初回接種の2回目を接種後、国が示す期間を経過（※）した医療従事者及び町民等を対象に集団及び個別で追加接種（3回目）を実施した。

※ 接種開始時点においては原則8か月経過後とされていたが、最終的には5か月経過後まで短縮した。

<接種順位>

1. 医療従事者
2. 高齢者施設等の入所者及び従事者
3. 65歳以上の町民
4. 18歳以上64歳以下の町民
5. 12歳以上17歳以下の町民

<集団接種実施期間>

令和4年1月17日～令和4年6月11日 39回

○ 4回目接種（令和4年5月25日～令和5年3月31日）

追加接種（3回目）を接種後、5か月を経過した60歳以上の全町民、18歳から59歳で基礎疾患を有する又は重症化リスクが高いと医師が認める町民を対象に集団接種（4回目）を実施した。

<接種順位>

1. 高齢者施設等の入所者
2. 60歳以上の町民
3. 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する又は重症化リスクが高いと医師が認める町民
4. 医療従事者及び高齢者施設等の従事者

<集団接種実施期間>

令和4年7月1日（土）～令和4年9月19日 25回

○令和4年秋開始接種（令和4年9月20日～令和5年5月7日）

初回接種を完了し、最終接種日から国が示す期間を経過(※)した12歳以上の町民を対象に3回目以降の追加接種として実施した。使用ワクチンを従来株とオミクロン株（BA.1又はBA.4-5）に対応した2価ワクチンに移行した。

※ 接種開始時点においては5か月経過後とされていたが、最終的には3か月経過後まで短縮した。

<接種順位>

最終接種日から必要な期間が経過した町民等から実施

<集団接種実施期間>

令和4年9月26日～令和5年2月3日 27回

○令和5年春開始接種（令和5年5月8日～令和5年9月19日）

初回接種を完了し、最終接種日から3か月を経過した65歳以上の町民、12歳以上64歳以下で基礎疾患を有する又は重症化リスクが高いと医師が認める町民、医療従事者・高齢者施設等の従事者を対象に3回目以降の追加接種として実施した。ワクチンは従来株とオミクロン株（BA.4-5）に対応した2価ワクチンを使用した。

<接種順位>

最終接種日から必要な期間が経過した町民等から実施

<集団接種実施期間>

令和5年5月16日～令和5年6月10日 6回

<町内医療機関での個別接種>

令和5年6月12日～令和5年8月21日

○ 令和5年秋開始接種（令和5年9月20日～令和6年3月31日）

初回接種を完了し、最終接種日から3か月を経過した12歳以上の全町民(※)、医療従事者・高齢者施設等の従事者を対象に3回目以降の追加接種として実施した。使用ワクチンをオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンに移行した。

※ 65歳以上の町民と12歳以上64歳以下で基礎疾患を有する者又は重症化リスクが高いと医師が認める者。

町民以外の者については公的関与（予防接種法に基づく接種勧奨と努力義務）規定の適用を除外した。

<接種順位>

最終接種日から必要な期間が経過した町民等から実施

<町内医療機関での個別接種>

令和5年9月20日～令和6年3月31日

2) 5歳以上11歳以下（小児）の町民に対するワクチン接種

○ 初回接種（1回目・2回目：令和4年2月21日～令和6年3月31日）

初回接種としてワクチンに定められた間隔をおいて2回接種を実施した。小児の副反応に適切に初期対応するため小児科専門のある町内医療機関に依頼した。

流行株の変異に対応するため、使用ワクチンを令和5年8月7日以降は従来株対応ワクチンから従来株とオミクロン株（BA.1、BA.4-5）に対応した2価ワクチンに、令和5年9月20日以降はオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンに移行した。

<集団接種実施期間>

令和4年3月15日～令和5年2月3日 23回

<個別接種：荒川医院>

令和5年2月4日～令和5年3月25日

○ 令和4年秋開始接種（令和4年9月6日～令和5年5月7日）

初回接種の2回目を接種後、5か月を経過した小児を対象に追加接種（3回目）を実施した。

<集団接種実施期間>

令和4年9月19日～令和5年2月3日 7回

<個別接種：荒川医院>

令和5年2月4日～令和5年5月7日

○ 令和5年春開始接種（令和5年5月8日～令和5年9月19日）

初回接種を完了し、最終接種日から3か月を経過した基礎疾患を有する小児を対象に3回目以降の追加接種として実施した。ワクチンは従来株とオミクロン株（BA.4-5）に対応

した2価ワクチンを使用した。

<個別接種：荒川医院>

令和5年5月8日～令和5年9月19日

○ 令和5年秋開始接種（令和5年9月20日～令和6年3月31日）

初回接種を完了し、最終接種日から3か月を経過した小児を対象に3回目以降の追加接種として実施した。使用ワクチンをオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンに移行した。

<個別接種：荒川医院>

令和5年9月20日～令和6年3月31日

3) 生後6か月以上4歳以下（乳幼児）の町民に対するワクチン接種

○ 初回接種（1回目～3回目：令和4年10月24日～令和6年3月31日）

初回接種としてワクチンに定められた間隔において3回接種を実施した。荒川医院での個別接種。令和5年9月20日以降は使用ワクチンを従来株対応ワクチンからオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンに移行した。

<個別接種：荒川医院>

令和4年11月16日～令和6年3月31日

⑥ 自宅療養者への対応

令和4年2月1日より自宅療養者へ日用品の物資の支援を開始した。

令和4年8月22日より、物資提供者の対象者を65歳以上の世帯及び独居の方へと変更とし、令和4年9月26日より県が全数把握の見直しを行い、65歳以上の方、妊婦のみに支援の対象が変更となった。

	R4.2.1～R5.5.2
延べ人数	1128
世帯数	654
物資提供世帯数	280
希望しない	82
2回目	11
対象外	281



提供物資の写真（トイレトペーパー、除菌シート、手指消毒、ごみ袋、マスク、ティッシュペーパー）